

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【公開番号】特開2018-135963(P2018-135963A)

【公開日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2018-033

【出願番号】特願2017-31324(P2017-31324)

【国際特許分類】

F 16 K 27/12 (2006.01)

F 16 K 31/06 (2006.01)

【F I】

F 16 K 27/12

F 16 K 31/06 305K

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

第3の防水カバー78の上面中央部には、アドレス設定器81を切換操作するための操作孔83が、防水カバー78の長さ方向に細長く延在するように形成され、この操作孔83に孔蓋84が、2つの蓋取付螺子85で着脱自在なるように取り付けられている。

なお、第3の防水カバー78は、第1の防水カバー70A及び第2の防水カバー70Bと比較して、横幅は若干相違しているが、長さ及び高さを含む外観形状は実質的に同一である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

また、各実施形態のマニホールド電磁弁1A, 1B, 1Cは、何れも单体型のマニホールドであって、1つのマニホールド本体11に全ての搭載エリア18A, 18Bが形成されているが、このマニホールド本体11を、複数のマニホールドブロックを連結することにより形成しても良い。この場合には、各マニホールドブロックに、それぞれ1つ以上の第1の搭載エリア18A及び/又は1つ以上の第2の搭載エリア18Bが形成されていることになる。